

令和6年9月市議会 教育厚生委員会資料

第98号議案 権利の放棄について

目次	ページ
1 債権の概要	2
2 債権が発生した経緯	2
3 対応状況	5
4 子育て支援センターの運営に係る制度上の仕組み	6
5 放棄の理由	7
6 賠償責任の考え方	8

こども部

令和6年9月

権利の放棄について

1 債権の概要

(1) 債権者

長崎市 長崎市長 鈴木 史朗
長崎市魚の町4番1号

(2) 債務者

学校法人 聖母の騎士学園
理事長 崎濱 宏美
長崎市本河内2丁目2番2号

(3) 内容

東長崎地区子育て支援センター「きずな」を運営する学校法人聖母の騎士学園に対する本市の請求誤りにより生じた未請求分の同センターの電気使用料金に係る金銭債権

ア 債権額

1,450,385円

イ 発生年月

平成24年4月～令和2年11月

(※令和2年12月以降は適正に請求)

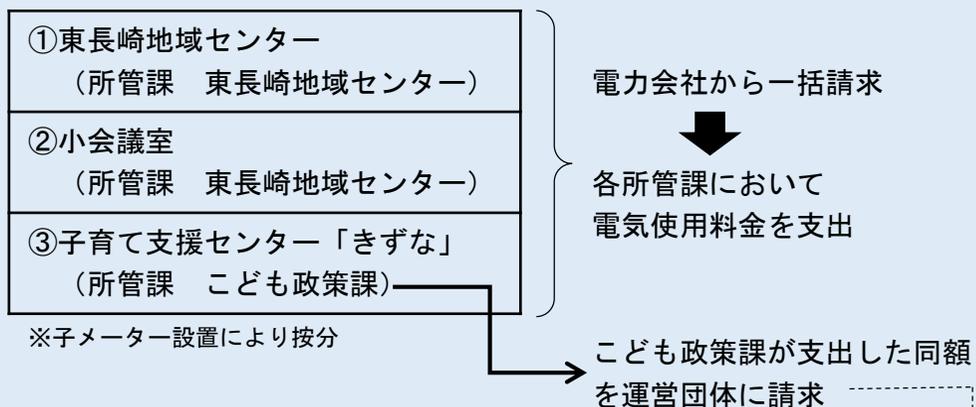
(4) 施設

東長崎地区子育て支援センター「きずな」
長崎市矢上町19番1号

2 債権が発生した経緯

「きずな」は、平成24年1月に開設した東部地区にここセンター内にあり、東長崎地域センター等との併設施設

(1) 電気使用料金の支払い（1階部分）



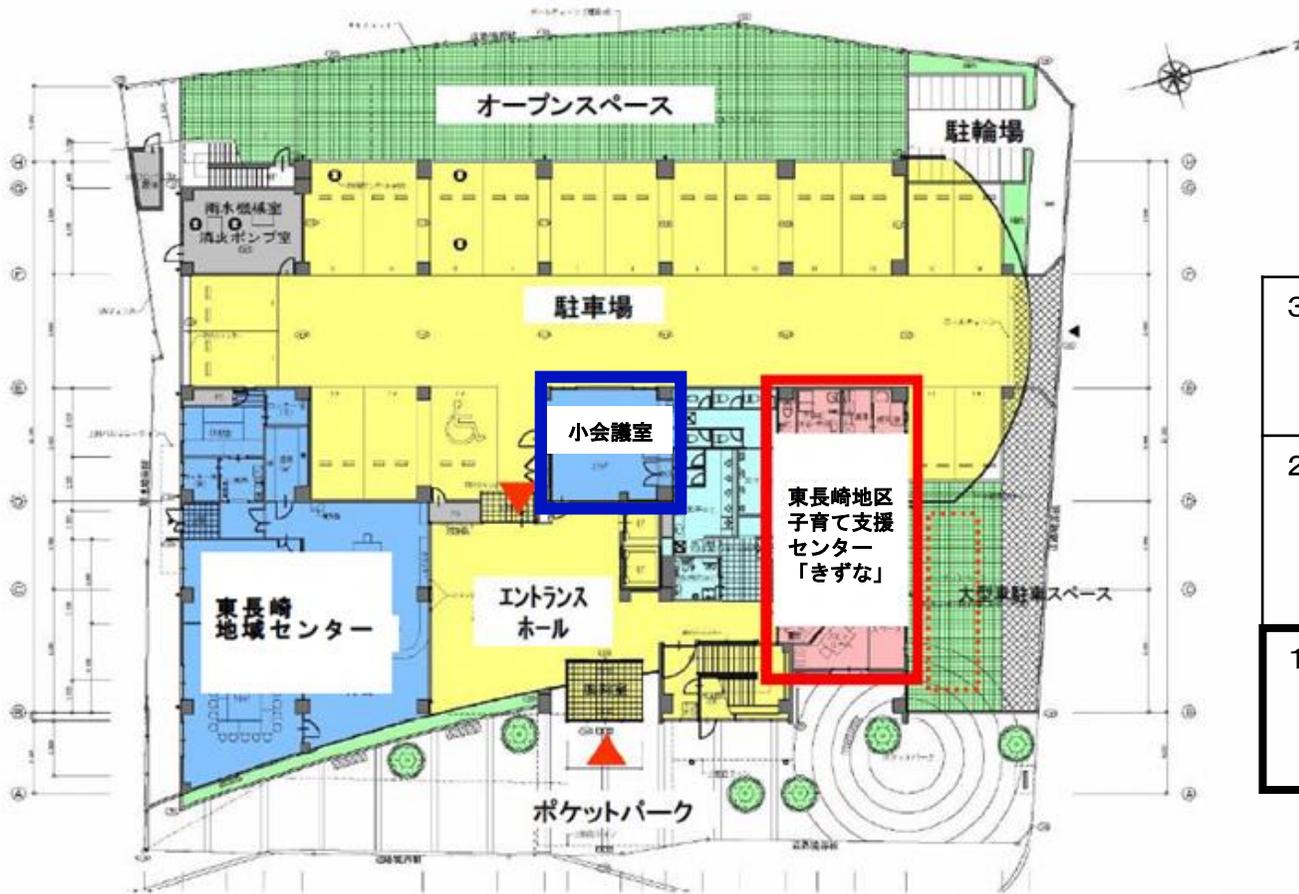
(2) 電気使用料金の誤り

令和2年11月、上記子メーターの設置に際し「②小会議室」と「③子育て支援センター」の表示ラベルが逆（反対）になっていることが判明
再計算の結果「③子育て支援センター」運営団体に本来の金額より少なく請求

↓

運営団体に対して、電気使用料金の差額（未請求分）に係る金銭債権が発生

東部地区にこここセンター1階 平面図



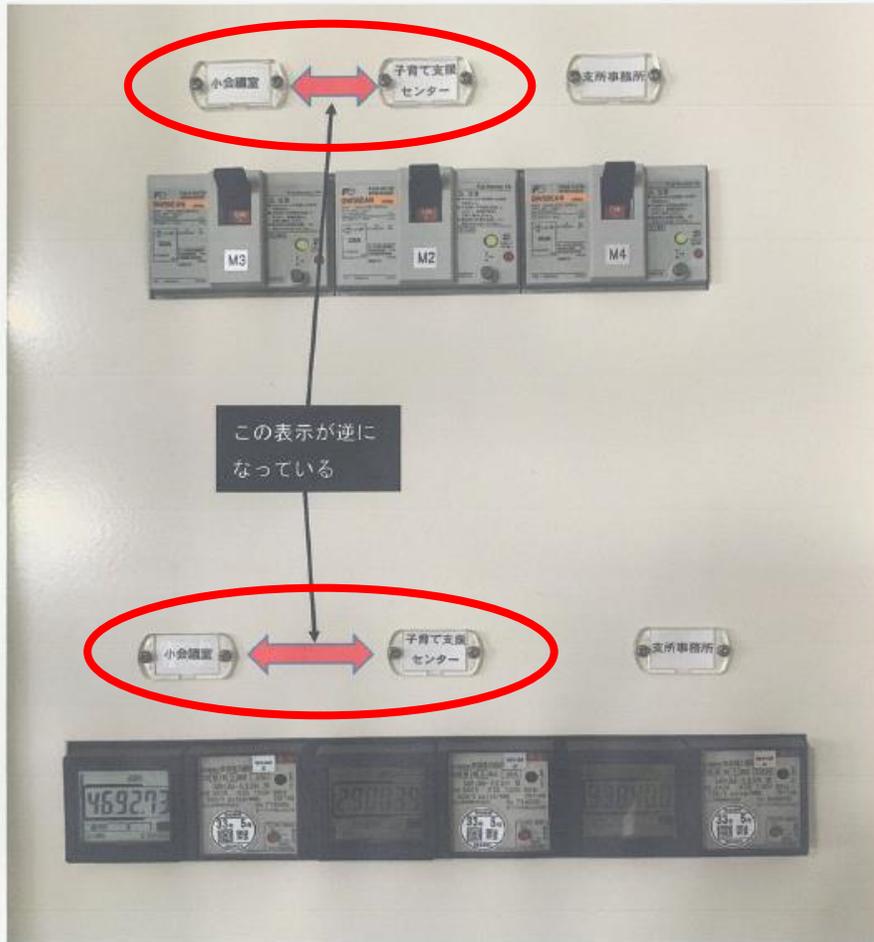
外観



- | | |
|----|--|
| 3階 | 東公民館
・多目的ホール
・研修室 ・更衣室 |
| 2階 | 東公民館
・図書室 ・研修室 ・和室
・調理実習室
・郷土歴史資料展示コーナー |
| 1階 | 東長崎地域センター
小会議室
子育て支援センターきずな |

(誤)

【子メーターの写真】



(正)

【子メーターの写真】



平成24年の施設新築の完了検査の時点では、東長崎支所（現在の東長崎地域センター）、小会議室、子育て支援センターの各子メーターについて、それぞれ主幹1、主幹2、主幹3の表示ラベルが設置されていたが、その後、「支所事務所」、「小会議室」、「子育て支援センター」の表示ラベルに差し替えられた。この差替えの際、誤って小会議室と子育て支援センターを反対にしたものと考えられる。

東長崎地区子育て支援センター収支決算一覧表 (H24~R2)

(単位：円)

科目		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
収入の部	(1)補助金収入	4,355,000	4,355,000	4,355,000	4,355,000	4,355,000	4,355,000	5,126,000	5,126,000	5,473,000
	(2)利用者負担金	415,100	453,600	400,400	441,400	435,000	456,600	398,800	309,800	228,000
	(3)その他の収入	237	232	28,020	65,681	55,011	133,652	133,653	160,009	496
	合計	4,770,337	4,808,832	4,783,420	4,862,081	4,845,011	4,945,252	5,658,453	5,595,809	5,701,496
支出の部	(1)人件費	3,491,273	3,032,008	3,334,587	3,342,354	3,474,843	3,584,763	4,212,030	4,267,249	4,454,208
	(2)管理費	1,279,064	1,776,824	1,448,833	1,519,727	1,370,168	1,360,489	1,446,423	1,328,560	1,247,288
	合計	4,770,337	4,808,832	4,783,420	4,862,081	4,845,011	4,945,252	5,658,453	5,595,809	5,701,496

運営団体の自己負担あり

※電気使用料金の推移 (H24~R2)

(単位：円)

内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
① 誤った電気使用料金	130,401	123,310	127,118	105,429	122,881	130,920	115,632	119,350	95,180
② 本来の電気使用料金	291,244	229,525	307,961	250,488	277,530	324,544	309,937	314,356	215,021
③ 差額(②-①)	160,843	106,215	180,843	145,059	154,649	193,624	194,305	195,006	119,841
③差額の合計額 (H24~R2) ⇒									1,450,385

3 対応状況

時期	内容
H24. 1. 30	東部地区にこにこセンター開設（「きずな」も同日開設）
R2. 11月	電気使用料に係る子メーターの表示ラベルの誤りが判明
〃	運営団体と協議①（状況報告）
R3. 1月～2月	建築部現地確認 運営団体と協議②（現地確認）
3月	顧問弁護士等への法律相談①
7月	運営団体と協議③（経緯、原因等調査結果説明）
10月～R4. 3月	運営団体と協議④、⑤
R4. 5月～R6. 5月	法律相談（②～⑥）
R6. 5月	運営団体と協議⑥
7月	法律相談⑦

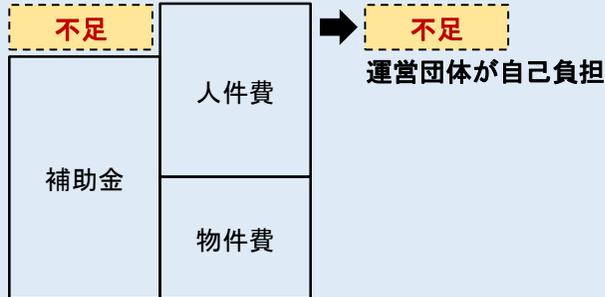
○運営団体の主張

- ・収支に不足が出た場合、法人が持ち出しをしているのが実態で、法人の収益は一切ないのに今になって請求されるのは筋違いである。
- ・過去において本来電気代に充てるべきだった分は、当時の運営で必要な人件費やこどものおもちゃの購入経費などに充てられ、こどもたち利用者が恩恵を受けており、長崎市の子育て支援センターの施策上何の問題があるのか。
- ・本来の補助金以上に市の財源が使われた事実はあるが、それは原因を生じさせた市職員の責任が問われるべきでないか。

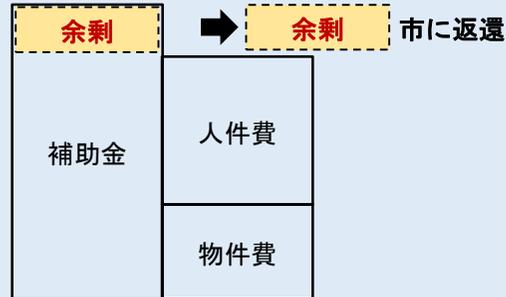
4 子育て支援センターの運営に係る制度上の仕組み

(1) 子育て支援センターの運営の仕組み

ア 運営経費が補助金額を上回った場合



イ 運営経費が補助金額を下回った場合



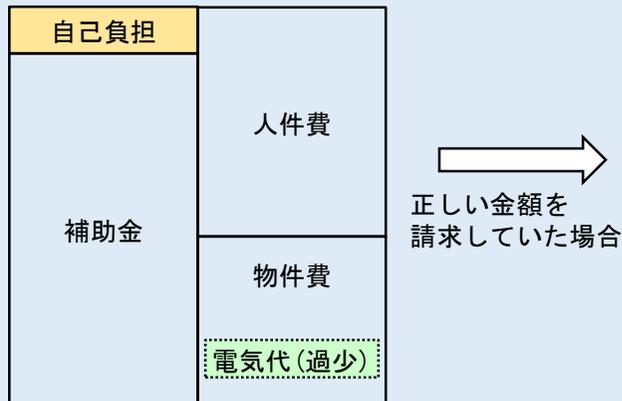
・毎年度終了後、収支に過不足が生じた場合は左記のとおり調整するため、運営団体に利益は生じない。



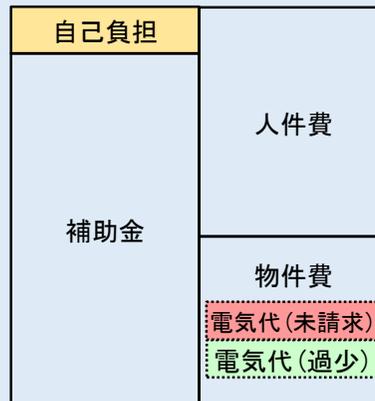
・請求誤りがあった期間の電気代の差額分について、法人の会計帳簿を確認し、物品費等の運営上必要な経費に適正に充てられたことを確認済み。

(2) 正しい請求をしていた場合の推定

「きずな」の状況
(請求誤りがあったH24~R2年度)



ア 他の物件費（おもちゃや絵本など）で調整して対応



イ 自己負担を増やして対応



・市が正しい金額を請求していれば、運営団体は経費を調整し、電気使用料金を適正に支払っていたとの蓋然性が高い。

(3) 電気使用料金の差額（未請求分）を請求した場合の子育て支援センター運営に及ぼす影響

「きずな」の収支は、運営経費が補助金額を若干上回り、運営団体に自己負担が生じている状況

自己負担	人件費
補助金	物件費
	電気代

未請求分を請求した場合

自己負担	未請求分
補助金	人件費
	物件費
	電気代

過去の電気使用料金の差額分を支払わせた場合、運営団体の財政状況が悪化し、センター運営に支障が生じ、運営できなくなることも懸念される。

市の過失により生じた電気使用料金の差額分を今から請求し、遡って支払わせることは、何ら過失のない運営団体に予想外の不利益を生じさせるものであり、信義則に反する可能性がある。

5 放棄の理由

- (1) 金銭債権が発生した経緯
- (2) 子育て支援センターの運営に係る制度上の仕組み
- (3) 運営団体が電気使用料金を負担する場合の影響

(1)～(3)を総合的に勘案し、当該金銭債権について放棄するもの

6 賠償責任の考え方

(1) 相手方への賠償責任

本事案は本市の過失により生じたものであるが、運営団体に損害が発生していないことから、国家賠償法上の損害賠償及び職員への求償については要しない。

(2) 市へ及ぼした損害に対する責任

ア 小会議室と子育て支援センターの子メーターの表示ラベルを反対に設置したことに過失はあるが、その行為者は特定できなかった。

イ 当時の部課長に管理監督責任があったとはいえ、行為の当事者ではなく、過失があったとまでは言えない。

ウ 市が施工業者に対して表示ラベルの差替えを依頼した可能性もあるが、10年以上が経っており、損害請求の時効期間も経過していることから、当該業者に対する調査を行うことも難しい。



以上のことから、市へ及ぼした損害に対する職員への求償は困難である。

※（参考）国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2～6条 （略）